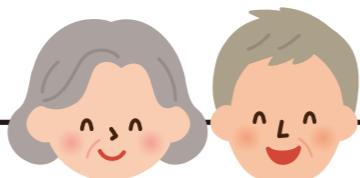
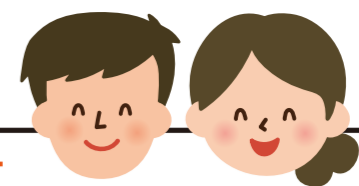


第1号被保険者



65歳以上の方
要介護認定において介護が必要と認定された場合、いつでもサービスを受けることができます。

第2号被保険者



40歳から64歳までの方
介護保険の対象となる特定疾病により介護が必要と認定された場合は、介護サービスを受けることができます。

被保険者

保険料を納め
介護保険を
利用するみなさん



保険料の納付

要介護認定の
申請

負担割合証
の交付

保険証の交付

要介護認定

サービスの利用

利用者負担の
支払い

介護サービスの
提供

介護保険のしくみ

市区町村が「保険者」、加入者が「被保険者」となり、「サービス事業者」の提供する介護サービスを選択できます。

介護報酬の
支払い

保険者

介護保険制度を
運営する
市区町村など



お住いの市区町村

サービス事業者

指定を受け
介護サービスを
提供する事業者



指定を受けた民間企業・社会福祉法人・医療法人・NPO法人などがサービスを提供します。

要介護認定の手続きの流れ

1 申電話等で相談 ▶ 市区町村の担当窓口へ

2 申電話等で相談 ▶ 市区町村の担当窓口へ

3 主治医意見書
市区町村の依頼で
主治医が意見書を作成

4 訪問調査
市区町村の職員が
自宅を訪問して審査

5 要介護度の決定

6 認定結果通知 ▶ 申請から30日以内に通知

7 非該当と認定

8 要介護・要支援と認定

◆要支援（介護予防サービスを利用できます）

1 日常生活動作はほぼ自分で行うことができるが、手段的日常生活動作について何らかの支援が必要な状態

2 要支援1よりも、立ち上がりや歩行などの運動機能に若干の低下が見られ、介助が必要とされる状態

◆要介護（介護サービスを利用できます）

1 要支援状態から、手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態

2 要介護1の状態に加え、日常生活動作にも部分的な介護を要する状態

3 日常生活動作と手段的日常生活動作の両方の面で動作能力が著しく低下し、ほぼ全面的な介護を要する状態

4 要介護3よりさらに動作能力が低下し、介護なしに日常生活を営むことが困難な状態

5 要介護4の状態よりさらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を行うことがほぼ不可能な状態

① 居宅サービス

訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護ほか

② 施設サービス

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設

③ 地域密着型サービス

小規模多機能型居宅介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型共同生活介護

